

2016年11月、採択からわずか1年弱で発効された地球温暖化対策に係る2020年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」の着実な実行に向け、昨年11月に開催された第23回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP23）においては、「パリ協定の実施指針交渉に向けた土台づくり」や「タラノア対話（世界全体の排出削減の状況を把握し意欲を向上させるための対話）の基本設計の提示」等の成果が挙げられました。

また、2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定されている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け、公的セクターだけでなく民間セクターの役割も注目されています。企業においては、従来の社会貢献活動（CSR）ではなく、ビジネスチャンスとしての認識が広がりつつあります。2017年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）では、SDGsの達成により2030年までに少なくとも12兆ドルの経済価値がもたらされる可能性が指摘されました。

我が国は、本年4月に「第5次環境基本計画」を閣議決定しました。持続可能な社会に向けた基本的な方向性として、「SDGsの考え方も活用することによる、環境・経済・社会の統合的向上の具体化」や「地域資源の持続可能な形で活用」等が掲げられています。

また、本年7月には、2030年のエネルギーミックスの確実な実現へ向けた取組の更なる強化を行うとともに、新たなエネルギー選択として2050年のエネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を掲げる「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定されるなど、取組が進められています。

環境行政の究極の目標である持続可能な社会を実現するためには、地球温暖化対策を推進することで実現する低炭素社会のほか、循環型社会及び自然共生社会を目指す必要があり、私たちのライフスタイルや事業活動の転換が強く求められています。

本市においては、近年の市域のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、目標達成は厳しい状況です。これらの内訳を見ると、家庭部門と業務部門の合計が5割を超えている状況です。今後、節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入などを中心に市民・事業者によるライフスタイルや事業活動の転換へ向けて、さらなる取組が必要です。

また、これらの取組を進めるため、引き続き「第2次環境基本計画 改訂版」及び「地球温暖化対策新実行計画改訂版 すいたんのCO₂（こつこつ）大作戦R」を着実に推進する必要があります。